

## 第 3 1 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 1 月 1 0 日（金）午前 1 0 時 0 0 分開会

2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階 大会議室

3. 出席委員

|            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊   | 2 番 後藤 秀和  | 3 番 宇藤 欣喜  | 4 番 渡邊 優子  |
| 5 番 笠野美津代  | 6 番 安達 英二  | 7 番 後藤 操   | 8 番 岩本 孝之  |
| 9 番 古澤 勝康  | 10 番 佐藤 久康 | 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明  | 16 番 藤原 政信 |
| 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 |            |

欠席委員 なし

4. 議事日程

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議案第 4 号 | 経営基盤強化促進法許可申請について      |
| 議案第 5 号 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて   |

5. 事務局職員

|      |             |
|------|-------------|
| 事務局長 | 片島 弘幸       |
| 係長   | 後藤 行志、長野 リエ |

### 6. 会議の概要

| 発言者  | 内 容  |
|------|--|
| 事務局長 | <p>おはようございます。改めまして新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお祈いします。それでは皆さまお揃いですので、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 1 9 名、本日 1 9 名の出席をいただいておりますので、南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告させていただきます。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席の皆様で唱和したいと思います。それでは皆さまご起立をお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので、第 3 1 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 8 番 岩本委員、9 番 古澤委員をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。それでは、本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお祈いします。</p>  |
| 会長   | <p>局長も言いましたけれども、改めまして明けましておめでとうございます。また、今年も 7 月 1 9 日までの任期ですが、昨年同様ひとつよろしくご協力の程よろしくお祈い</p>  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>します。1月になりますと、今日の農業委員会を含め、15日に合志で研修会、21日に7月19日の改選にともなう区長会との合同会議も予定しております。1月は何かと出方が多いと思いますが、よろしくお願ひします。それとですね私だけかもしれませんが、よく農業委員の印鑑をもらいにこられるが、あっせん業務じゃないが、賃貸借とか現物や使用貸借でも、いくらですかくらいこう権限はないが聞いてから印鑑を押しておいてもらうと、何かにも問題なく、いろいろ問題が出てきた時にはいいのではないかと思いますので、ピンク色の紙は持ってこられずに、ただ農業委員が書く紙だけ持ってきて押してくださいと言われるが、そこのところは確認しておいた方が今からそういう案件が出てくるのではないかと思いますのでそのところをよろしくお願ひします。</p>  |
| 議長  | <p>では只今から第31回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に8番 岩本孝之委員、9番 古澤勝康委員を指名します。</p> <p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字一本杉 ■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字上葉山 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外5筆計6筆 ■㎡ 所有権移転贈与となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字杉の本 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字道ノ上 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 所有権移転贈与です。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字道ノ上 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 所有権移転贈与となっております。</p> <p>以上5件ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> |
| 議長  | <p>ありがとうございます。地元委員の説明の前に、議案第1号5番が ■番 ■委員の案件ですので、先に審議したいと思います。 ■委員の退席をお願いします。</p> <p>では5番の地元委員の説明をお願いします。</p>   |
| 5番  | <p>議案第1号5番について、5番の笠野がご説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。この土地については、以前親から相続を受けたものでありますが、以前は譲渡人の親が譲受人の親から贈与を受けたものであり、現在は会社勤めで農業をやっていないので、農地を管理するのも難しくなり、荒廃地にすると近隣に迷惑がかかりますので、今回農地を管理できる元の持ち主に譲り渡すという事で申請が出されております。ご審議方よろしくお願ひ致します。</p>   |
| 議長  | <p>ありがとうございます。では審議に移ります。</p> <p>(異議なし)</p>   |

|    |  |
|----|--|
| 議長 | <p>採決に移ります。議案第1号5番の案件について、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>  |
| 議長 | <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号5番は原案どおり可決します。では1番から4番について地元委員の説明をお願いします。</p>   |
| 8番 | <p>議案第1号1番につきまして8番の岩本が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は同じ集落内のご近所同士ということでありまして。場所はですね、[REDACTED]の西側の[REDACTED]ハウスの西側の一角にある一畝に満たない土地でございます。所有権移転売買となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>  |
| 6番 | <p>それでは2番、3番、4番につきまして6番の安達がご説明申し上げます。</p> <p>2番につきましては、親子間でございますが、親御さんの方がもう歳で農業ができないということで、同居されている息子さんの方に所有権移転贈与をしたいということでございます。よろしく申し上げます。</p>  |
|    | <p>3番につきましてご説明申し上げます。申請人、申請の土地については議案書記載のとおりでございますが、この案件につきましては、あとの5条の案件と関連がございますので説明しますが、譲渡人の方の農地が[REDACTED]㎡ほどありますが、この土地を譲受人の方に部分ではなくて全部を売りたいということで相談がありました。その関係で5条の方で[REDACTED]㎡ほど分筆をし、残りの農地の面積を宅地では所有できませんので、農業者である親御さんの方が農地を取得されるということで今回申請があがっております。所有権移転売買でございます。</p> |
|    | <p>4番につきましてご説明申し上げます。この土地につきましては、譲渡人の方が県外の方に住んでおられて、親御さんから相続は受けただけでも農地の管理ができないということで、身内でもある譲受人の方に農地を管理していただきたいということで申請が上がっております。所有権移転贈与でございます。ご審議方よろしくお願い致します。</p>   |
| 議長 | <p>ありがとうございます。説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>   |
| 議長 | <p>ありがとうございます。では議案第1号番号1から4までの農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長 | <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | <p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>はい朗読いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について<br/> 番号1：申請人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字大石川原<br/> ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■3㎡ 転用目的 農家住宅建設となっております。<br/> 以上1件、ご審議方よろしくお願い致します。</p>   |
| 議長  | <p>ありがとうございます。では地元委員の説明をお願いします。</p>   |
| 17番 | <p>議案第2号1番について、17番の長野が説明致します。地震で自宅が大規模半壊になられて、自宅を建設されることになりました。集落接続2種農地です。転用目的農家住宅、問題ないと思われまますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p>   |
| 議長  | <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>  |
| 議長  | <p>ありがとうございます。採決に移ります。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>   |
| 議長  | <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p>   |
| 議長  | <p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>はい朗読いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について<br/> 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字杉ノ本 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■㎡ 転用目的 住宅建設 転用所有権移転有償となっております。<br/> 番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字杉ノ本 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■㎡ 転用目的 進入路 転用所有権移転有償となっております。<br/> 以上2件、ご審議方よろしくお願い致します。</p> |
| 議長  | <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>  |
| 6番  | <p>議案第3号1番、2番につきまして、6番の安達がご説明申し上げます。申請人、申請の土地については議案書記載のとおりでございます。先ほど3条の方で説明致しました案件と関連がございますが、譲渡人の方が宅地として譲りたいということで上がっております。譲受人につきましては、今現在は高森の方に住んでおられますけれども、親</p>  |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>御さんの近くに家を建てたいという事で、<math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup>の宅地で申請がっております。</p> <p>それと2番につきましては、先ほど3条で言いました農地の入口と宅地の入口、所有権移転の申請があがっております。ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では採決に移ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>  |
| <p>議長</p> <p>事務局</p>          | <p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について番号1から12番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字東山下 <math>\blacksquare</math>番 地目台帳現況ともに畑 面積 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 外3筆計4筆 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字中尾 <math>\blacksquare</math>番 地目台帳現況ともに田 面積 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 賃借権設定5年です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字西福鶴 <math>\blacksquare</math>番 地目台帳現況ともに田 面積 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 賃借権設定5年です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字西福鶴 <math>\blacksquare</math>番1 地目台帳現況ともに田 面積 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 賃借権設定5年です。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字西福鶴 <math>\blacksquare</math>番 地目台帳現況ともに田 面積 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 賃借権設定5年です。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字西免ノ下 <math>\blacksquare</math>番 地目台帳現況ともに田 面積 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 賃借権設定5年です。</p> <p>番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字西福鶴 <math>\blacksquare</math>番 <math>\blacksquare</math> 地目台帳現況ともに田 面積 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 外2筆計3筆 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 賃借権設定5年です。</p> <p>番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字森下 <math>\blacksquare</math>番 地目台帳現況ともに田 面積 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 外8筆計9筆 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 賃借権設定5年です。</p> <p>番号9：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字馬場 <math>\blacksquare</math>番 <math>\blacksquare</math> 地目台帳現況ともに田 面積 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 外1筆計2筆 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 賃借権設定5年です。</p> <p>番号10：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字猶須原 <math>\blacksquare</math>番 <math>\blacksquare</math> 地目台帳現況ともに田 面積 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 外3筆計4筆 <math>\blacksquare</math>m<sup>2</sup> 使用賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号11：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字猶須原 <math>\blacksquare</math></p> |

番 地目台帳現況ともに田 面積 m<sup>2</sup> 外2筆計3筆 m<sup>2</sup> 賃借権設定10年です。

番号12：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字古閑の上番 地目台帳現況ともに畑 面積 m<sup>2</sup> 使用賃借権設定7年となっております。

以上、新規案件12件、再設定1件、ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

7番 議案4号1番について、7番の後藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。今まで違う人が小作をされていましたが、今度新しく小作契約を結ばれて作ることになりました。譲受人の方は新規就農者でもありますし、家の傍に土地がありまして、小作をするということで、今回正式に小作契約結ばれまして賃借権設定5年となっております。ご審議よろしくお願ひ致します。

8番 議案第4号2番から9番までを8番の岩本が説明致します。

まず2番から7番までの方ですが、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の方は前年まで小作に出されておりました。このたび譲受人の方が経営規模拡大を計られておりました、新たに正式な小作契約となりました。

8番について、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の方は、昨年稲刈り時分から体調を崩されて稲刈りもできないような状態でしたので、今回小作契約を結ぶ運びとなりました。

9番につきましては、この方は異動の理由に書いてありますように、もう亡くなられておまして、名義だけが残っているような状態で、この譲渡人の方の義理の兄弟の方が今家を管理されているような状態でございます。この度、譲渡人と譲受人の小作契約を結ばれることになりましたので、全て賃借権設定5年となっております。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

11番 10番、11番について、11番の古澤がご説明申し上げます。

10番の譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は高齢で後継者もできないということで、両者間で話合いが成立しております。譲受人は後継者もしっかりされておまして、使用賃借権設定5年となっております。何ら問題はないと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

11番についてご説明申し上げます。11番については、譲受人は という事ではおりましたが、いろんな補助関係を受けられ今回 なければならぬような状況ということで、両者間で話合いをなされ、賃借権設定10年が設定されております。今後は意欲を持ってされるということで問題はないと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

14番 それでは議案第4号の12番を、14番の村上が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の方が旦那さんが亡くなられてできないということで、譲受人

|     |   |
|-----|---|
|     | との話合いがまとまり今回申請がされております。使用貸借権7年です。よろしくお願<br>いします。  |
| 議長  | ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。   |
| 16番 | はい。この賃借料が全然発生しないのは0ということですか。  |
| 事務局 | 賃借料が発生しないのは、使用貸借権設定という貸し借りだけになります。  |
| 16番 | しかし、賃借権設定と書いてあります。  |
| 事務局 | 何番ですか？  |
| 16番 | 2番からずっと。  |
| 事務局 | それは物納という形で、お米もお金と換算して賃借権になります。そういう形で表示<br>できないので数量で表示しております。  |
| 議長  | だいたいそういう物納になったとき、だいたい反当何キロくらいなのか。   |
| 3番  | 計算したら、一俵半と一俵で設定されているようだ。  |
| 16番 | 物納というのは、その年の米の出来高によって悪かったときは悪かったで良いのか。  |
| 事務局 | それはもう決まった数量なので、出来によって変動はできないと考えております。   |
| 16番 | わかりました。   |
| 議長  | 他にないですか。<br>普通、畑で今からの時代はタダでも作ってくれというものがでてくる。そういう場合<br>で、この経営基盤もしないというものが多いが、契約をあげても、何もしなくてもいい<br>ということでも良いのか。 |
| 事務局 | それは小作契約をしなくても良いかという事ですか。  |
| 議長  | どうせ何もないのだからというものも多いので、ところがこのように使用貸借で申請<br>が上がってきた時については、賃借料はかかりませんが荒らさないように管理をしてく<br>ださいという説明でいいのか。           |
| 事務局 | 使用貸借の場合はそうですね。荒らさないようにはもちろんですが、その農地で農作<br>物の生産はしていただくことを前提としています。そういうことで総会には上がってき<br>ているところです。                |
| 3番  | ただ、地主さんがこっちにおられずに荒れているところがある。荒廃地対策で行った  |

|   |  |
|---|--|
| <p>事務局</p> <p>3 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>ときに、管理するものがない。そういう時はこの使用貸借で契約をしておかないと、刈るのも恐ろしくて出来ない。土地や家はあったけど、もう後がおられずどっかに出て行ってしまっているところも多い。そういう所の管理が使用貸借で申請があがっていれば、何らかの対応ができる。そういうところが多くなってきている。</p> <p>口約束だけでされていると、その当人だけしかわからないからですね。</p> <p>そうやってもめてから話を持ってこられるからどうにも解決しない。お互い感情が絡んでしまって、そこまでは首をつっこめない。だからなるべく総会にあげてもらうように話はしているところだ。</p> <p>他にないですか。ないようですね。</p> <p>では採決にうつります。議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決します。</p>  |
| <p>議長</p> <p>事務局長</p>                     | <p>続きまして、議案第 5 号農業委員会の法令遵守の申し合わせについて審議します。事務局に議案の説明をお願いします。</p> <p>それでは申し訳ありません追加議案ということで、第 5 号議案農業委員会の法令遵守の申し合わせについてということで、皆さんお手元の方に別紙でお配りをさせていただいているものになります。</p> <p>こちらのご説明をさせていただきますと、一枚めくっていただきますと、熊本県の農業会議より送られてきておりまして、全国農業会議所の文書となっております。内容といたしましては、ちょっと内容の文章の方を読み上げさせていただきます。令和元年 10 月に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生いたしました。言うまでもなく行政委員会である農業委員会は法令遵守による公正公平な職務執行、取り分け農地制度の適正執行に努めなければなりません。このことを踏まえまして、令和元年 11 月 28 日に開催しました令和元年度全国農業委員会議長代表者集会におきまして、農業委員会の委員の綱紀の保持に関する申し合わせを議決し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認されております。この申し合わせ議決の趣旨に則り、各農業委員会総会において農業委員会の法令遵守の申し合わせの議決の実施について文書が届いているところでありまして、一応、この事件の内容といたしましては、後ろの方に新聞等のコピーあたりをつけさせていただいておりますが、昨年 10 月に 2 件発生しておりまして、1 件目は奈良県安堵町における虚偽の申請を農業委員会に提出し、転用目的で農地を取得したとして、農業委員会議長と元農政課長が逮捕されております。また別府市では農地転用の見返りとして現金を受け取ったとして、収賄の容疑で農業委員会議長が逮捕されております。農業委員会の組織におきましては、改正農業委員会法の下、全国の農業委員会を挙げて農地利用の適正化の取り組み成果を確保していくことが求められております。また農地中間管理事業の 5 年後の見直しにおきましても、農業委員会の役割を明確化する方向で検討がなされるなど、農</p> |

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>業委員会の重要性が増すとともに、期待も非常に高まっております。農業委員会におきましては、総会の場において慎重なる審議の下、議決を行っていることでありますが、農業委員の皆さんも今一度農業委員としての立場を認識いただき、このような事例が発生しないよう法令遵守に務めていただきたいと思います。</p> <p>それでは議案第5号を朗読いたしますのでご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>農業委員会の法令遵守の申し合わせについて</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、高い倫理観を持ち、法令を遵守し、公正にその職務を遂行することが必要不可欠である。よって、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>一つ、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、これはあの自分が関係、農業委員さんが関係している議事には参加できないということになっております。同法第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>一つ、農業委員、農地利用最適化推進委員として高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。以上、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>説明が終わりましたが、議案の審議をお願いします。</p> <p>それでは、5号議案は遵守していくということでいいですか。</p> <p style="text-align: center;">(全員同意)</p> |
| <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>以上で議案の審議は終了致しました。2月の総会の日程を決めたいと思いますが、2月10日の月曜日でもいいですか。</p> <p>では2月の総会は2月10日をお願いします。</p> <p>次回の農業委員会憲章は、10番 佐藤久康委員、11番 古澤博保委員をお願いします。</p> <p>他に委員さんから何か意見はございませんか。</p> <p>なければ以上をもって第31回の南阿蘇村農業委員会総会を終了します。</p>  |

7. 閉会時刻 10時41分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会議長

後藤 秀和

議事録署名者

8番 岩本 孝之

9番 古澤 勝康